



発行 東京都

目次

46

告示

- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 都道の供用開始……………（同）…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 都道の供用開始……………（同）…五
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六
- 都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課）…六
- 都道の区域決定……………（同）…〇
- 都道の区域変更……………（同）…二
- 都道の供用開始……………（同）…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 都道の供用開始……………（同）…四
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…四

告示（消）

- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一四
- 東京消防庁の分室等の名称及び位置の一部改正……………一六
- 昭和四十六年東京消防庁告示第四号（東京消防庁公印規程）の一部改正……………一六
- 東京消防庁消防信号等に関する規程の一部改正……………一六
- 火災予防施行規程の一部改正……………一七

告示

●東京都告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

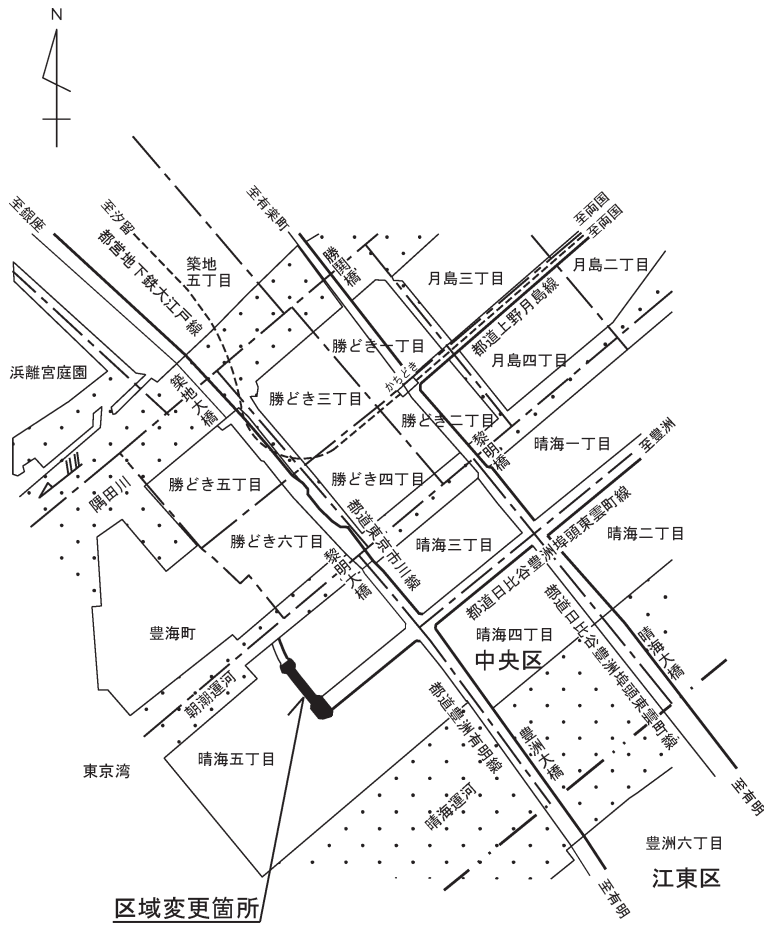
- 一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町
- 二 変更の区間 中央区晴海五丁目百一番一地先から同所二十七番四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり
- 四 変更の期日 令和八年四月一日

別図

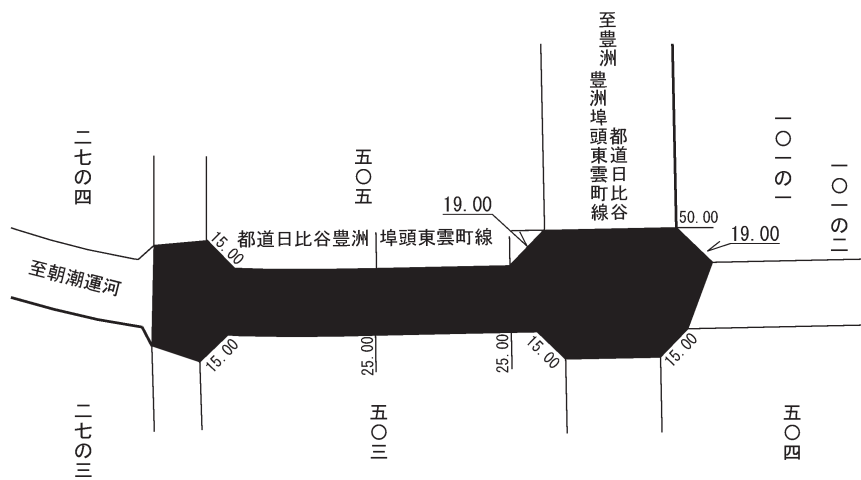
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線区域変更後略図
中央区晴海五丁目地内



延長 二〇二・五〇メートル
面積 六、九八八・三七平方メートル



中央区
晴海五丁目



●東京都告示第三百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町

二 供用開始の区間 中央区晴海五丁目百一番一地先から同所二十七番四地先まで

三 供用開始の期日 令和八年四月一日

●東京都告示第三百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

日比谷豊洲埠頭東雲町

二 占用を制限する区間

中央区晴海五丁目百一番一地先から同所二十七番四地先まで

三 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日 令和八年四月一日

●東京都告示第三百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 練馬所沢

二 変更の区間 練馬区西大泉五丁目千百十二番一地先から同所千七十六番二地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

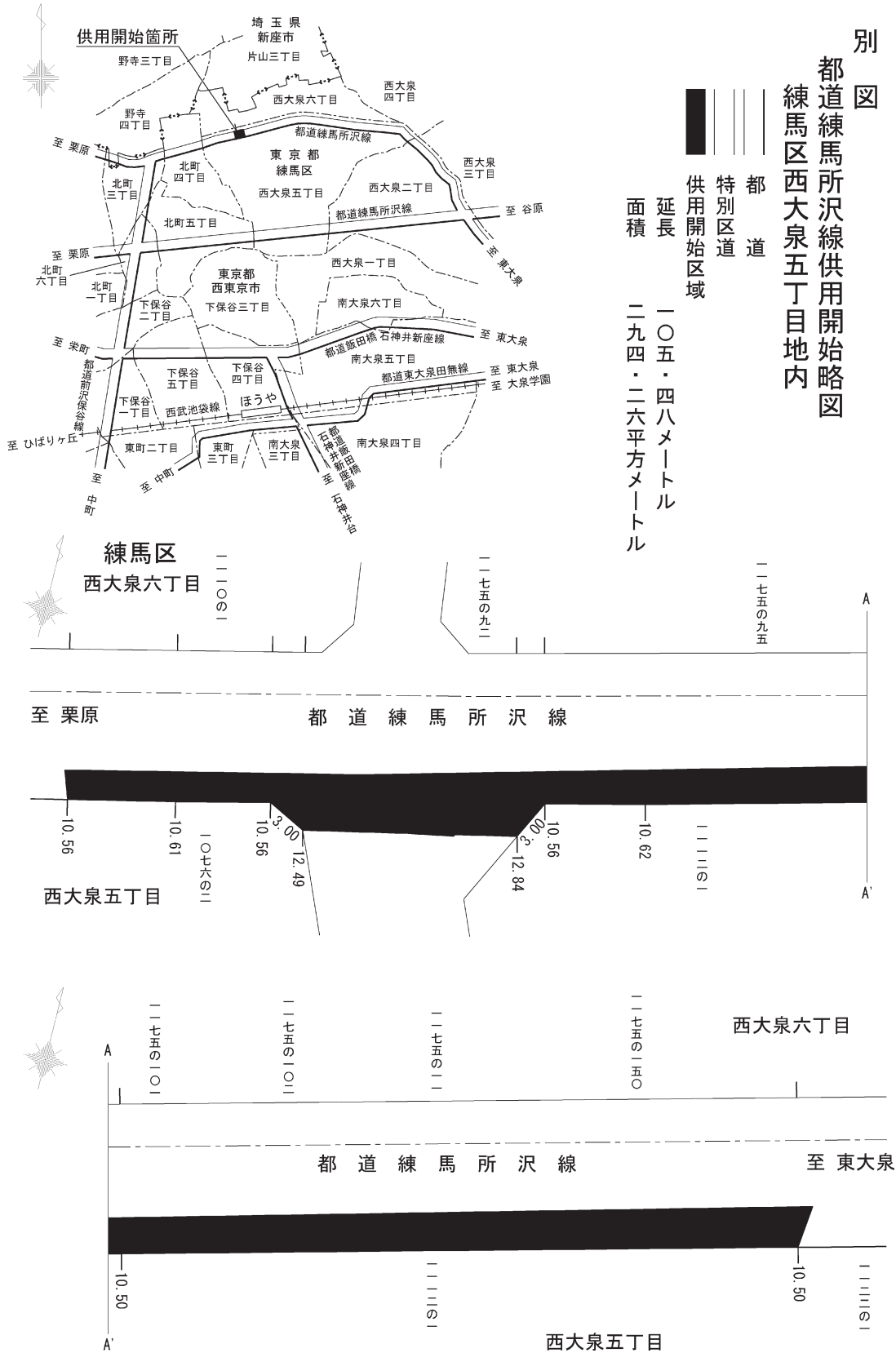
四 変更の期日 令和八年四月一日

別図

都道練馬所沢線供用開始略図
練馬区西大泉五丁目地内

都道
特別区道
供用開始区域

延長 一〇五・四八メートル
面積 二九四・二六平方メートル



●東京都告示第三百九十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二

- 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日
東京都知事 小池 百合子
練馬所沢
練馬区西大泉五丁目千百十二番一地
- 一 路線名
 - 二 供用開始の区間

- 三 供用開始の概要
 - 四 供用開始の期日
- 先から同所千七十六番二地先まで
別図表示のとおり
令和八年四月一日

●東京都告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

練馬所沢

二 占用を制限する区間

練馬区西大泉五丁目千百十二番一地先から同所千七百六番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和八年四月一日

●東京都告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

練馬所沢

二 変更の区間

練馬区西大泉五丁目千百十二番七地先から同所同番二地先まで

三 変更の概要

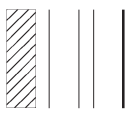
別図表示のとおり

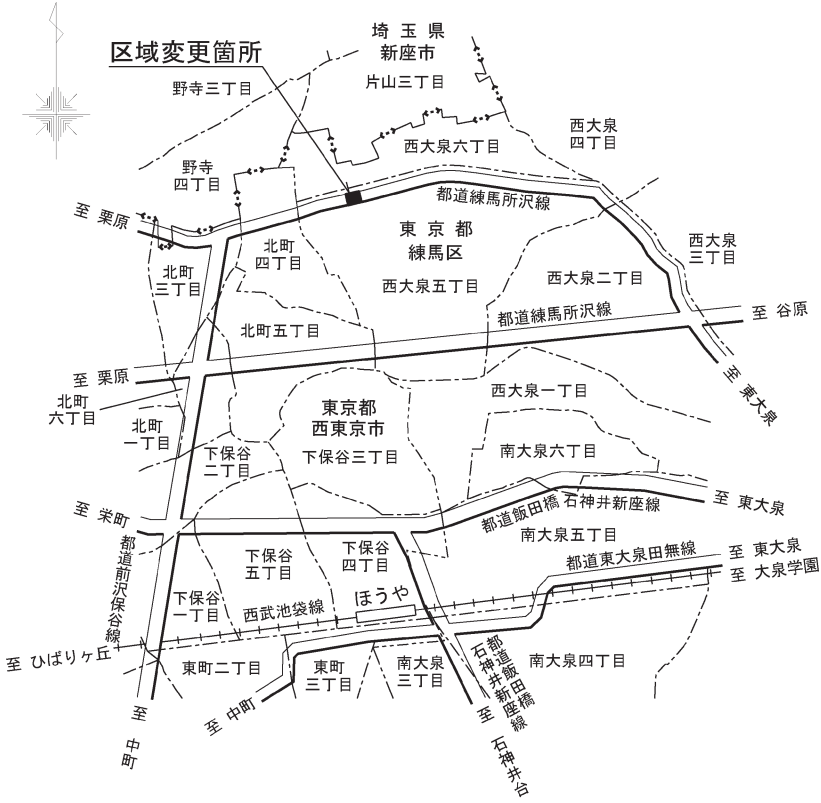
四 変更の期日

令和八年四月一日

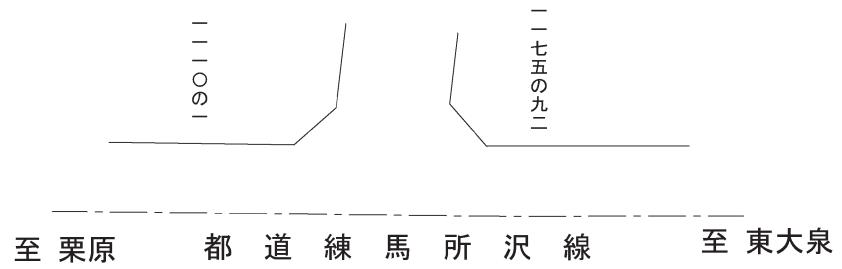
別図

都道練馬所沢線区域変更略図
練馬区西大泉五丁目地内

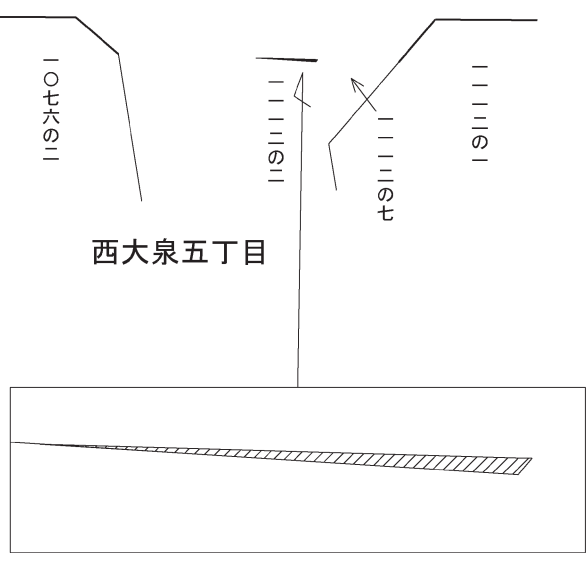

 都道
 特別区道
 廃止区域
 延長
 面積
 三・二八メートル
 〇・一七平方メートル



練馬区
西大泉六丁目



西大泉五丁目



●東京都告示第四百号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

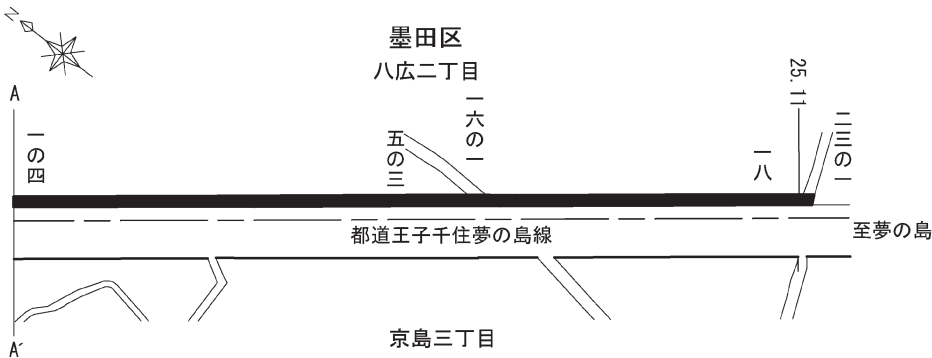
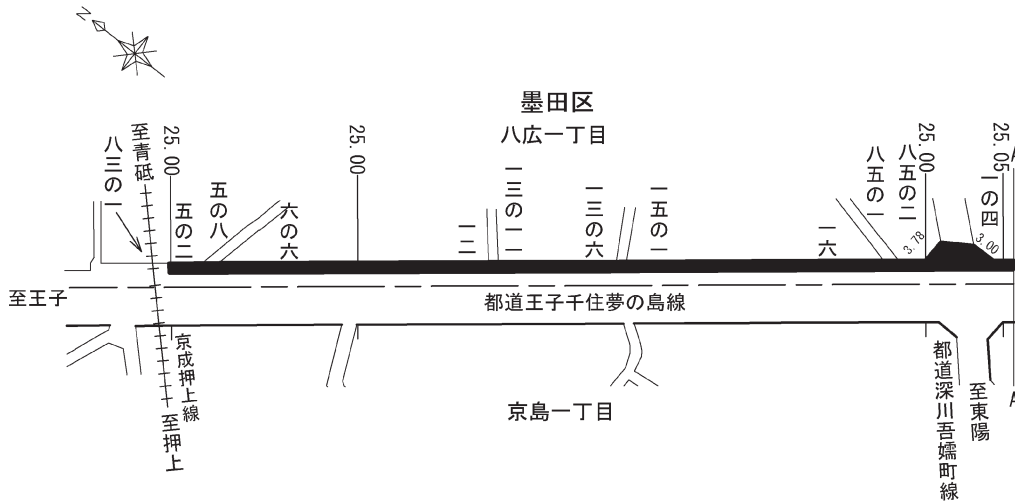
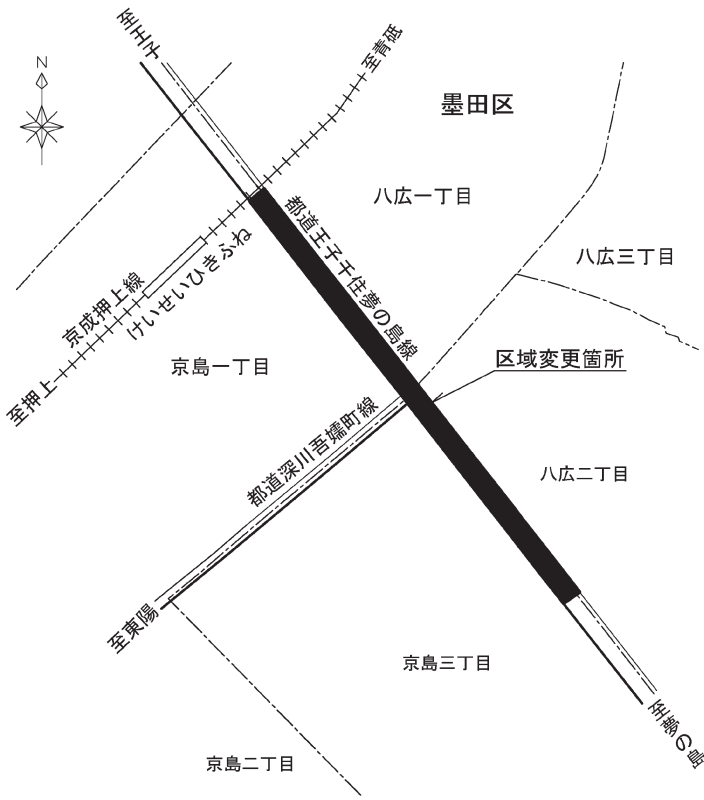
別図

都道王子千住夢の島線区域変更略図

墨田区八広一丁目～八広二丁目

都道
 特別区道
 編入区域
 延長
 面積

五六九・一四メートル
 一、八六八・〇二平方メートル



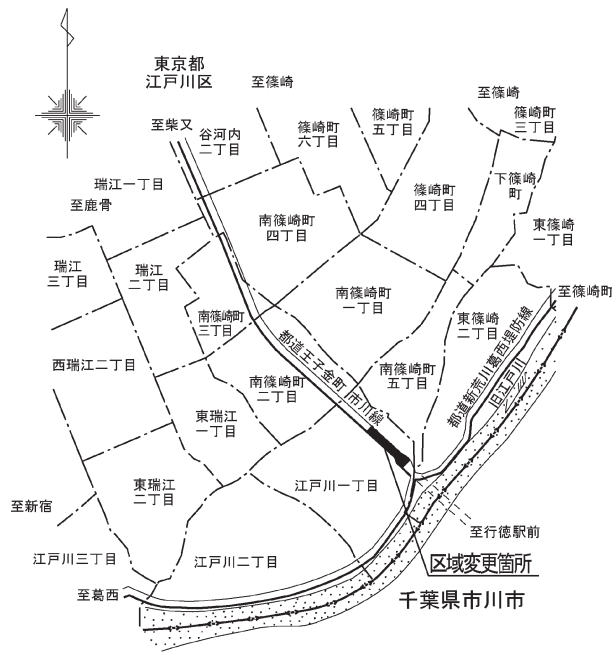
その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和八年三月三十一日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 王子千住夢の島
- 二 変更の区間 墨田区八広一丁目八十三番一地从先から同
区八広二丁目二十三番一地从先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道王子金町市川線区域変更略図
江戸川区江戸川一丁目地内

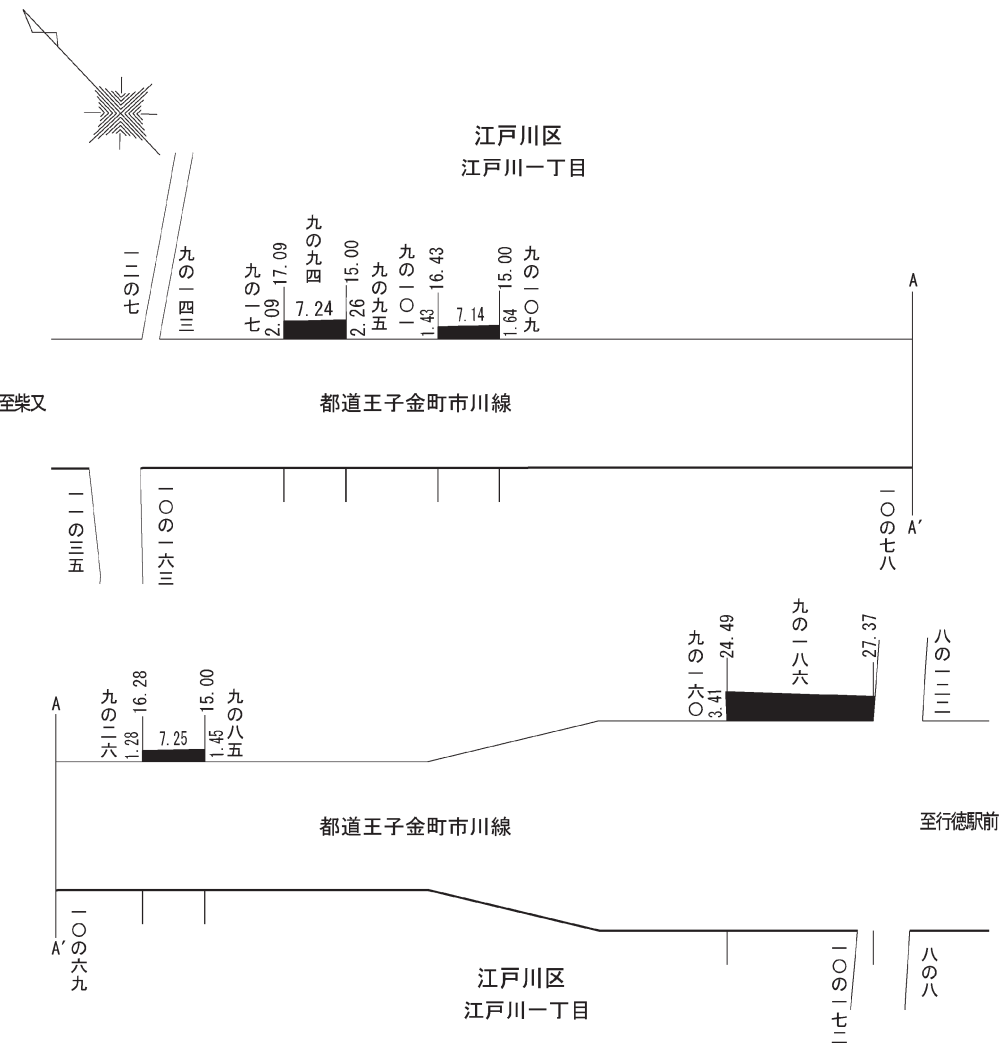
●東京都告示第四百一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



都道	三九・二二メートル
特別区道	九〇・九一平方メートル
編入区域	
延長	
面積	
計画線	

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日
東京都知事 小池百合子

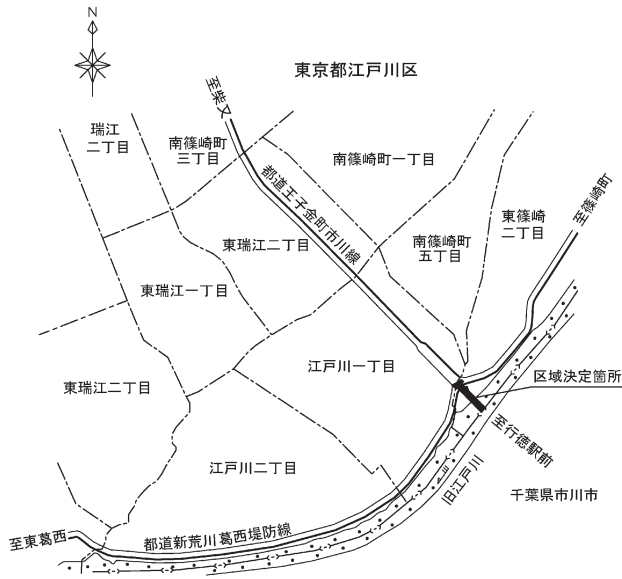
- 一 路線名 王子金町市川
- 二 変更の区間 江戸川区江戸川一丁目九番九十四地先から同所同番百八十六地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第四百二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように決定する。
 その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二

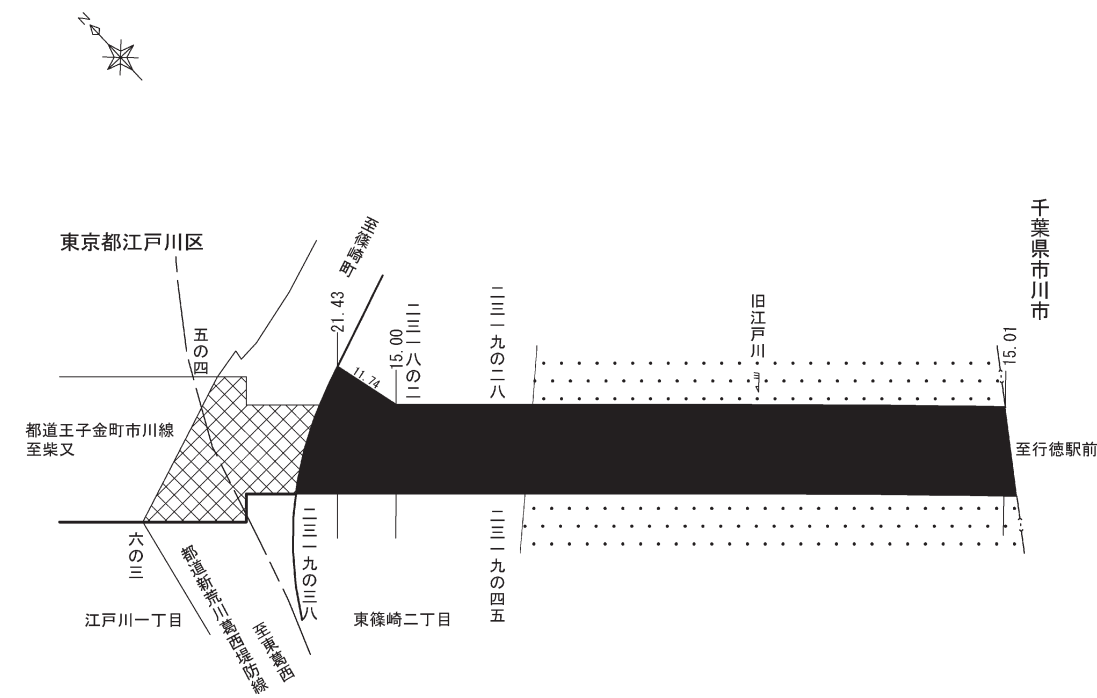
別図

都道
 編入区域(決定区域)
 延長 一・二一・六二メートル
 面積 一、八二五・二二平方メートル
 (都道新荒川葛西堤防線との重用編入)
 延長 二九・八三メートル
 面積 四二二・二三平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和八年三月三十一日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 王子金町市川
 二 決定の区間 江戸川区江戸川一丁目六番三地先から同

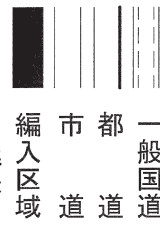
三 決定の概要
 区東篠崎二丁目二千三百十九番二十八地先まで
 別図表示のとおり



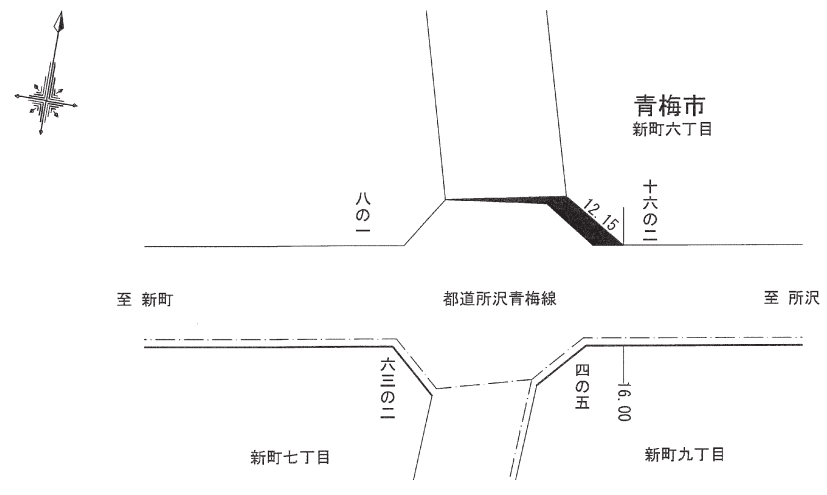
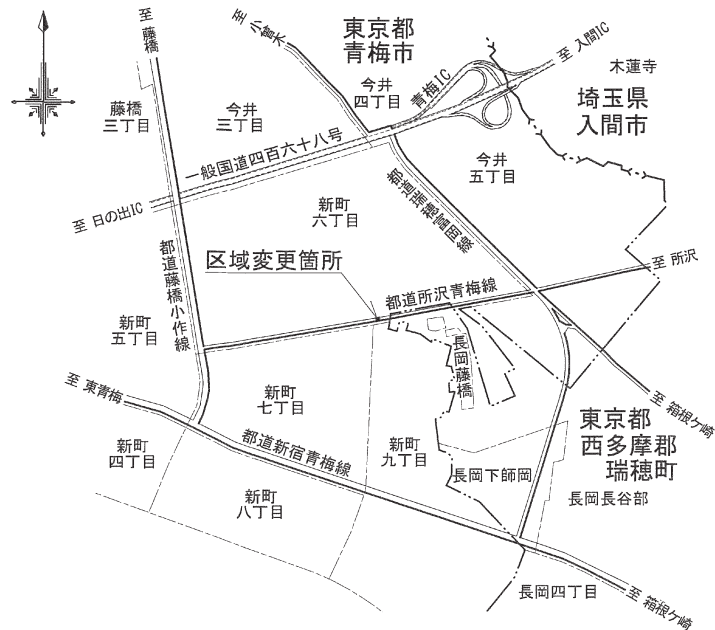
別図

都道所沢青梅線区域変更略図
青梅市新町六丁目地内

●東京都告示第四百三三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 二八・〇二メートル
面積 四五・九四平方メートル



その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十一日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 所沢青梅
- 二 変更の区間 青梅市新町六丁目十六番二地先から同所
八番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 所沢青梅

二 供用開始の区間 青梅市新町六丁目十六番二地先から同所八番一地先まで

三 供用開始の期日 令和八年三月三十一日

●東京都告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

所沢青梅

二 占用を制限する区間

青梅市新町六丁目十六番二地先から同所八番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

青梅飯能

二 変更の区間

青梅市仲町三百二番一地先から同市本町千一番地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

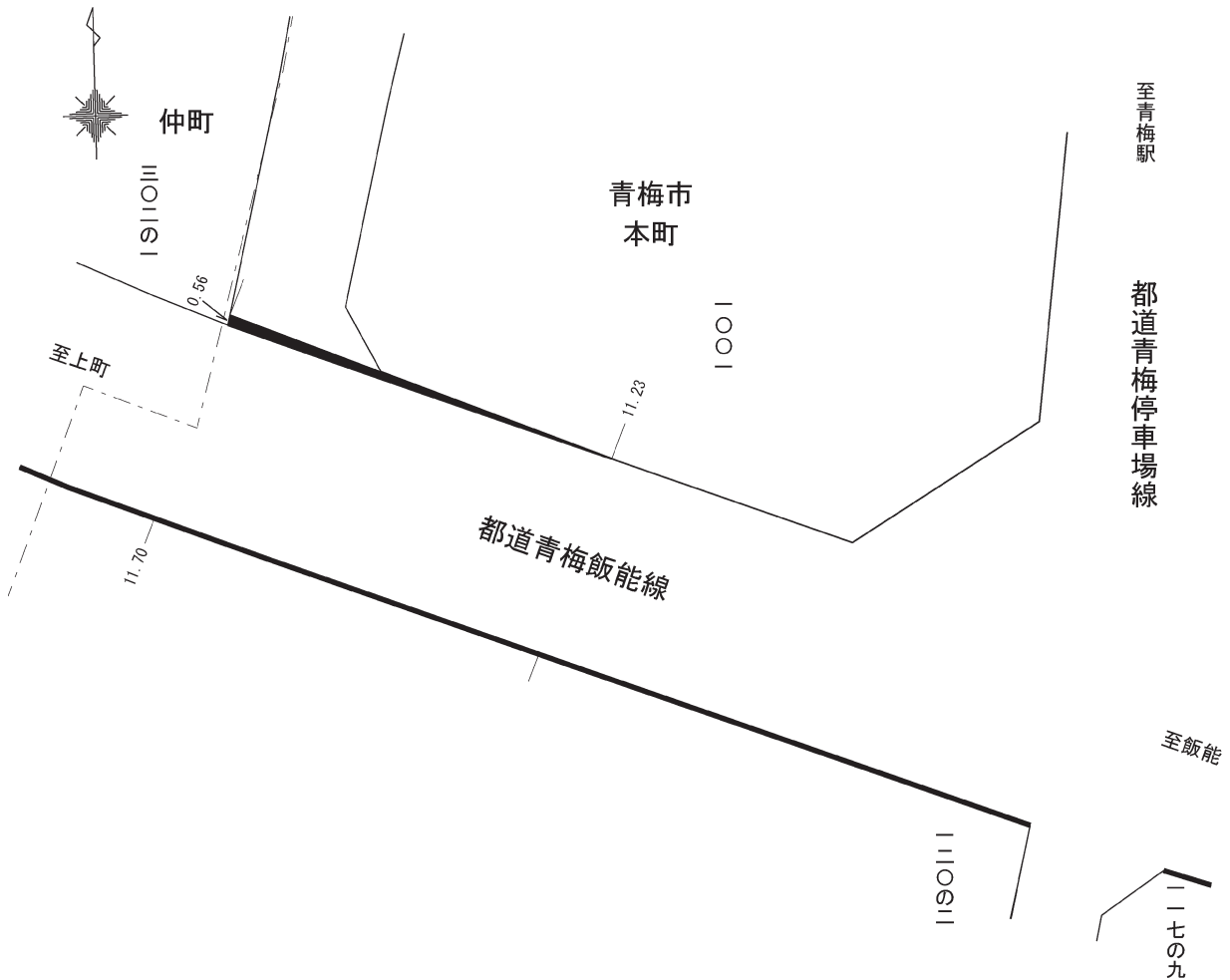
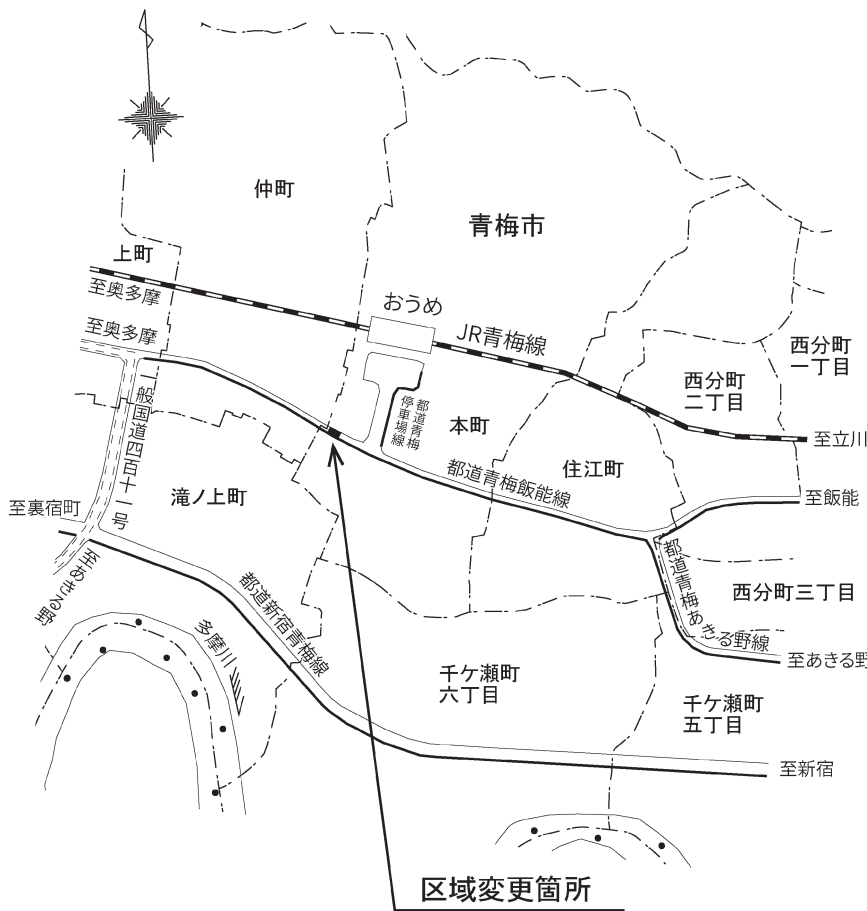
別図

都道青梅飯能線区域変更略図
青梅市仲町〜本町

編入区域
延長
面積

二一・九六メートル
六・四四平方メートル

市道
都道
一般国道



●東京都告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 青梅飯能

二 供用開始の区間 青梅市仲町三百二番一地先から同市本町千一番地先まで

三 供用開始の期日 令和八年三月三十一日

●東京都告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

青梅飯能

二 占用を制限する区間

青梅市仲町三百二番一地先から同市本町千一番地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 伊奈福生

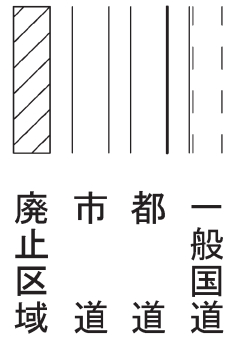
二 変更の区間 福生市東町一番七地先から同市大字福生八百六十三番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

四 変更の期日 令和八年四月一日

別図

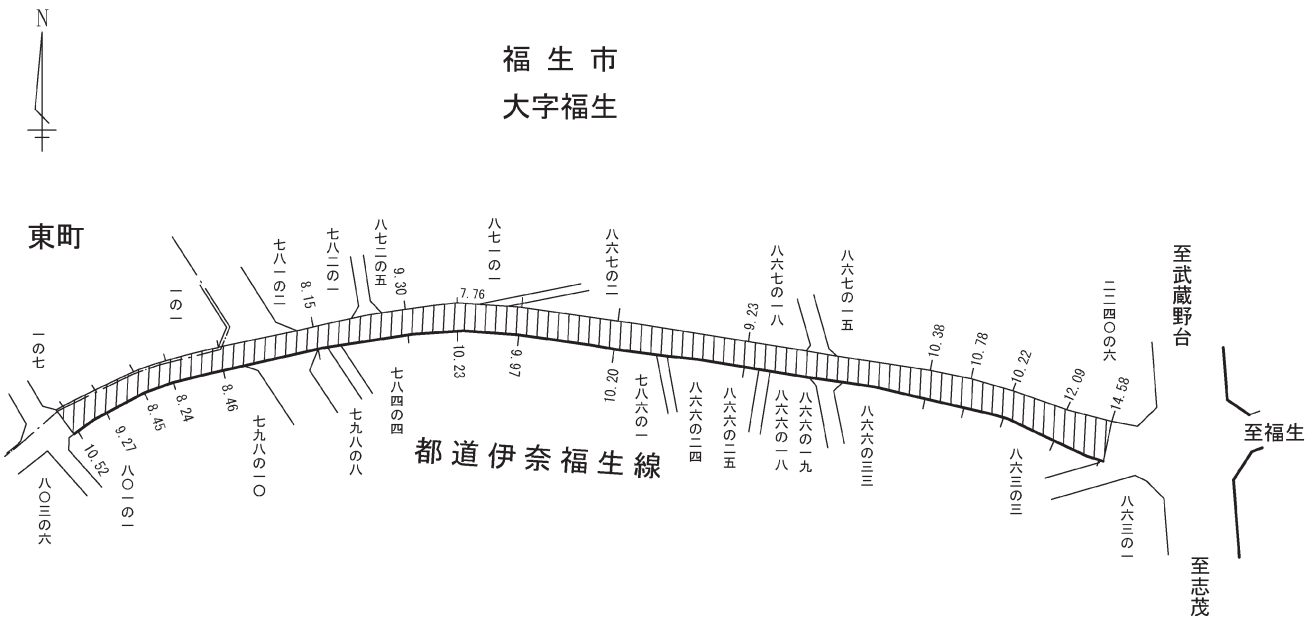
都道伊奈福生線区域変更略図
福生市東町、大字福生



延長 三八六・七一メートル
面積 三、七三三・三八平方メートル



福生市
大字福生



告示 (消)

●東京消防庁告示第2号

東京消防庁の分室等の名称及び位置（平成30年3月東京消防庁告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

東京消防庁

消防総監 市川博三

第41項を第42項とし、第25項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、第24項中「29番」を「29番地」に改め、同項を第25項とし、第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項中「29番」を「29番地」に改め、同項を第22項とし、第10項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 東京消防庁消防技術開発センター

渋谷区幡ヶ谷一丁目13番12号

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第3号

東京消防庁公印規程（昭和46年4月東京消防庁告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

東京消防庁

消防総監 市川博三

別記第1中「室、」を「室、消防技術研究開発センター、」に、「室長」を「室長、消防技術研究開発センター長」に改める。

別記第2中

12

東京消防庁何部
(学校)
何課(室、装備工場、航空隊)

13

東京消防庁何部
(学校)
何課(室、装備工場、航空隊)長
(担当課長)

12

東京消防庁何部
(学校)
何課(室、消防技術研究開発センター、装備工場、航空隊)

13

東京消防庁何部
(学校)
何課(室、消防技術研究開発センター、装備工場、航空隊)長
(担当課長)

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第四号

東京消防庁消防信号等に関する規程（昭和三十八年一月東京消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京消防庁

消防総監 市川博三

第一条中「基づく」を「よる」に改め、「「火災警報」といふ。」の下に「（火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）第二十九条の三に規定する林野火災の

予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」といふ。）を含む。）及び火災予防条例第二十九条の二第一項の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」といふ。）を加える。

第四条中「次の」の下に「いずれかの」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「及び」を「又は」に改める。

第五条第一項中「火災警報」の下に「（林野火災警報を除く。次項において同じ。）」を加え、「気象状況が次のいずれかの基準に該当し」を「消防法第二十二条第一項に基づき気象状況の通報が行われ、かつ」に、「復したとき」を「復した場合に」に改め、同項各号を削る。

第五条の二第一項中「山林、原野等における火災の予防を目的とする火災警報」を「林野火災警報」に改め、同条第二項中「前項の火災警報」を「林野火災警報」に、「同項」を「前項」に、「定める」を「たてる」に、「及び」を「又は」に改め、同条第三項中「第一項の火災警報」を「林野火災警報」に改める。

第五条の二の次に次の一条を加える。

第五条の三 林野火災注意報は、前条第二項に定める区域が属する市町村において、当該市町村における前三日間の合計降水量が一ミリメートル以下であり、かつ、気象状況が次のいずれかの基準に該当したときに当該区域を対象として発令し、平常の気象に復した場合に解除する。
一 前三十日間の合計降水量が三十ミリメートル以下であるとき。
二 乾燥注意報が発表されたとき。

2 林野火災注意報を発令する期間は、前条第三項の規定

を準用する。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京消防庁告示第5号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

東京消防庁

消防総監 市 川 博 三

第9条第6項後段を削る。

第9条の2第2号ロ中「現に交付されている防火管理技能講習修了証と引き換えに」を削る。

第13条第3号ロ中「現に交付されている第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証と引き換えに」を削る。

別記様式第9号（裏）を次のように改める。

(裏)

備考

本証は、交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に防災センター実務講習（再講習）を受けなければその効力を失う。

- 備考 1 地色は、白色とする。
- 2 文字は、黒色とする。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第13条関係)

(表)

防火安全技術講習修了証 (第一種)
防火安全技術者

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

修了証番号 第 _____ 号

火災予防条例第63条の2に定める防火安全技術講習の全ての課程を修了したことを証します。

課 程	修 了 日	交 付 日
防 火 避 難	年 月 日	年 月 日
火 気 電 気	年 月 日	年 月 日
消 防 設 備	年 月 日	年 月 日

発行所 _____ 印

30mm

写真

24mm

(裏)

(備考)

本証は、防火安全技術講習の新規講習のうち、防火避難課程、火気電気課程又は消防設備課程のいずれかの課程を最初に修了した日 (再講習を受けた場合にあつては、この修了証の交付を受けた日) 以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければ、その効力を失う。

- 備考
- 1 地色は、白色とする。
 - 2 防火安全技術者欄は、橙色とする。
 - 3 文字は、黒色とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に交付されているこの告示による改正前の火災予防施行規程別記様式第9号による防災センサー要員講習修了証、別記様式第9号の2による防火管理技能講習修了証並びに別記様式第11号及び様式第12号による防火安全技術講習修了証は、この告示による改正後の火災予防施行規程別記様式第9号による防災センサー要員講習修了証、別記様式第9号の2による防火管理技能講習修了証並びに別記様式第11号及び別記様式第12号による防火安全技術講習修了証とみなす。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

